

競争参加者の資格に関する公示

百里（８）滑走路整備等基本検討に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和８年９月 25 日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長 池田 真人

- 1 業務名 百里（８）滑走路整備等基本検討
- 2 履行場所 茨城県小美玉市
- 3 業務内容 本業務は、以下に掲げる土木及び設備検討業務を行うものである。
航空自衛隊百里基地（茨城県小美玉市）
ア 土木業務
（ア）検討業務
滑走路整備等に係る基本検討 一式
誘導路老朽度等調査 一式
（イ）実施設計
建物附帯土木工事実施設計 一式
整備格納庫新設（基本設計及び実施設計）
構造：鉄骨造平屋建／鉄筋コンクリート造 3階建て
規模：建物延べ面積 約 11,000 m²
ほか2棟新設
イ 設備業務
滑走路進入灯の配置検討 一式
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
ただし、基本検討については令和9年9月30日までとする
- 5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付
（1）交付期間 令和8年9月25日から令和9年1月7日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。
（2）交付場所
防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。
〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800（内線 2443 又は 2406）

FAX 048-600-1842

- (3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和8年9月25日から同年10月15日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。最終日は正午まで。
- (2) 提出場所 上記5(2)に同じ。
- (3) 提出方法 申請書に共同体協定書の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、令和8年10月15日以降、当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 共同体としての資格

- (1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「土木業務」に係る「A」の格付を、共同体の代表者以外の構成員は「土木業務」、「電気業務」又は「通信業務」のいずれかで「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (2) 業務形態

ア 構成員の分担業務は、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

- (3) 代表者の要件

共同体の代表者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 次に示す同種業務について、元請けとして平成 28 年 4 月 1 日から入札公告日までに完了又は引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務の実績を有すること。

- ・同種業務：滑走路を対象とした土木基本設計業務

ただし、業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

また、防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の 5 職種のうち複数の職種を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請け業者として完了した工事の実績も認める（詳細については、入札説明書による。）。

イ 管理技術者を配置できること。

ウ 構成員において決定されたものであること。

(4) 構成員の要件

(ア) 「土木業務」に係る格付を有する者

- ・同種業務：飛行場施設や建物附帯の土木工事实施設設計業務

(イ) 「電気業務」又は「通信業務」に係る格付を有する者

- ・同種業務：航空保安施設附帯電気業務

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の開札の時までに共同体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の開札までに上記 7 (1) アに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務委託契約が完了するまでとする。ただし、当該業務の受注者以外の者であつては、当該業務の委託契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「百里（8）滑走路整備等基本検討 ○○○・○○○・○○○ 共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時において、共同体としての

資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。